

大量の石綿へのばく露の確認について（案）

1. 作業従事歴の聴取及び確認

申請者について、過去に石綿肺を発症し得る作業（当該作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業を含む。）に従事していたかどうか確認を行う。

過去に従事した事業場及び石綿ばく露の状況（作業の内容、時期、期間、場所等）について、本人（死亡者については遺族等）から聴取を行うとともに、その内容を各種の資料により可能な限り確認することが必要である。

《石綿肺を発症し得る作業の例※》

- ・石綿製品を製造する事業所における作業（製造工程だけでなく原綿の運搬工程を含む。）
- ・配管、断熱、保温、ボイラー、築炉関連作業
- ・石綿や石綿含有岩綿等の吹き付け作業
- ・船内等密閉空間において石綿を取り扱う作業
- ・解体作業（建築物、構造物、石綿含有製品等）

※ここに列記された以外の作業についても、平成18年2月9日厚生労働省労働基準局長通知「石綿による疾病の認定基準について」に列挙された「石綿ばく露作業」等を参考として、幅広く確認する。

2. 客観的なばく露指標

石綿肺を発症し得る作業の従事歴が明らかでない申請者については、大量の石綿へのばく露を客観的に示す資料等をもとに、総合的に評価することが適当である。

なお、肺内の石綿小体計測結果や石綿線維計測結果が提出された場合、石綿肺を発症しうる肺内の石綿小体や石綿線維の量については、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露よりも多いとする報告もあるが、当面の間は救済の観点から、救済制度における石綿による肺がんの判定基準を参考としてこれを評価することが適当であると考えられる。

なお、気管支肺胞洗浄液（bronchoalveolar lavage fluid, BALF）を用いて石綿小体を計測する手法について、国内の知見を集積し、症例選択基準、検体の調製方法及び計測・評価方法を提示することが必要である。